

別紙資料集

別紙 1	各種会計の特徴について……………	1
別紙 2	国立大学法人に特徴的な会計の取り扱いについて……………	3
別紙 3	国立大学法人の財務諸表の概要……………	5
別紙 4	国立大学法人の平成17事業年度財務諸表における 剰余金の発生要因について……………	9

各種会計の特徴について

区分	対象	主目的	利害関係者	会計		
				記帳形式	認識基準	測定基準
官庁会計	国や地方公共団体の会計 国又は地方公共団体における歳入・歳出及び財産の管理などの経済活動や関連事象	予算とその執行状況の開示 行政目的に応じ、国の財産（特に現金）をどの様に費消したかを記録、計算及び整理	国民、住民	単式簿記	現金主義 現金の授受、すなわち収入、支出の時を捕らえて整理計算し、その時をもって損益の発生として整理	取得原価主義
企業会計	営利企業の会計 企業すなわち営利を目的とする経済組織体における財産の管理その他の経済活動とこれに関連する事象	財政状態・経営成績の開示 企業と密接な関係にある外部利害関係者に対し ①委託された財の管理・運営に関する受託責任の明確化 ②財の分配に与資 ③意思決定が合理的にできる会計情報の提供	株主、投資家、債権者等	複式簿記	発生主義 現金の授受にかかわらず財産価値の減少又は増加並びに異動の事実の発生の時を基準として計算整理	取得原価主義
独立行政法人会計	独立行政法人の会計 公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としなない等の特性をもつ独立行政法人における財産の管理その他の経済活動とこれに関連する事象	財政状態・運営状況の開示、業績評価のための情報 国民から負託された経済資源を情報開示の対象とし、国民に対し ①独立行政法人の財政状態、運営状況を開示 ②独立行政法人の業績の適正な評価に寄与	国民その他の利害関係者	複式簿記	発生主義 現金の授受にかかわらず財産価値の減少又は増加並びに異動の事実の発生の時を基準として計算整理	取得原価主義
国立大学法人会計	国立大学法人の会計 公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としなない等の独立行政法人の特性に加え、主たる業務内容が教育・研究である等の特性を持つ国立大学法人における財産の管理その他の経済活動とこれに関連する事象	財政状態・運営状況の開示、業績評価のための情報 国民から負託された経済資源を情報開示の対象とし、国民に対し ①国立大学法人の財政状態、経営状況も加味した運営状況を開示 ②国立大学法人の業績の適正な評価に寄与	国民その他の利害関係者	複式簿記	発生主義 現金の授受にかかわらず財産価値の減少又は増加並びに異動の事実の発生の時を基準として計算整理	取得原価主義

区分	決算書類		検査・監査・監察
官庁会計	国	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出決算報告書 ・歳入決算報告書 ・歳出決算報告書 ・継続費決算報告書 ・国の債務に関する計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 ・会計検査院 ・監査委員
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出決算報告書 ・歳入歳出決算事項別明細書 ・実質収支に関する調書 ・財産に関する調書 	
企業会計	商法	<ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書 ・貸借対照表 ・営業報告書 ・利益処分案又は損失処理案 ・附属明細書 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査役 ・会計監査人（一定規模以上の会社）
	証券取引法	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益処分計算書又は損失金処理計算書 ・附属明細表（以上、連結開示） 	
独立行政法人会計		<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益の処分又は損失の処理に関する書類 ・行政サービス実施コスト計算書 ・附属明細表（固定資産の取得及び処分並びに減価償却費、たな卸資産の明細、有価証券の明細、資本金及び資本剰余金の明細及び増減、目的積立金の取崩しの明細、運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細、役員及び職員の給与費の明細、開示すべきセグメント情報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省（政策評価・独立行政法人評価委員会） ・会計検査院 ・主務省（独立行政法人評価委員会） ・監事 ・会計監査人（一定規模以上の法人）
国立大学法人会計		<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益の処分又は損失の処理に関する書類 ・国立大学法人等業務実施コスト計算書 ・附属明細表（独立行政法人における各附属明細書、無償使用国有財産の明細、PFIの明細、出資金の明細、借入金の明細、引当金の明細、寄附金の明細、受託研究の明細等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省（政策評価・独立行政法人評価委員会） ・会計検査院 ・文部科学省（国立大学法人評価委員会） ・監事 ・会計監査人（全法人が対象）

国立大学法人に特徴的な会計の取り扱いについて

国立大学法人の会計の取り扱いは、基本的に独立行政法人と共通しております。以下、企業会計と比較して特徴的な会計の取り扱いについて説明します。

なお、(※)は国立大学法人に特有の会計処理であることを意味します。

運営費交付金

国より運営費交付金を受領したときは、運営費交付金債務として負債計上し、行うべき業務を実施すると、その相当額を収益化の基準に従って収益化する仕組みとされており、国立大学法人においては、原則として期間進行基準によることとされている。その他、収益化の基準としては成果進行基準、費用進行基準がある（下表参照）。

固定資産を取得する場合、研究機器等の償却資産の場合は資産見返勘定である資産見返運営費交付金に、美術品などの非償却資産の場合は資本剰余金に振り替える。

減価償却処理を行う都度、資産見返運営費交付金から減価償却費と同額を取り崩しのうえ収益化することにより、損益を均衡させる仕組み。

○運営費交付金債務の収益化の基準（独立行政法人と共通）

期間進行基準：時の経過に伴い業務が実施されたとみなして運営費交付金債務を収益化する基準

成果進行基準：業務の実施に伴い運営費交付金債務を収益化する基準（例：プロジェクト研究）

費用進行基準：費用の発生額と同額の業務が実施されたとみなして運営費交付金債務を収益化する基準（例：退職給付）

授業料 (※)

当該年度に係る授業料を学生より受領したときは、授業料債務として負債計上し、教育を実施し、または、固定資産を取得する都度、運営費交付金債務と同様の会計処理を行う仕組み。

施設費

国より施設費を受領したときは、預り施設費として負債計上し、建物等の対象資産の取得時に、資本剰余金へ振り替える仕組み。

当該資産が教育研究に用いられる場合、収益の獲得が予定されないため、「減価償却処理の特例」（下述）による会計処理を行う。

寄附金

使途が特定された寄附金を寄附者から受領したときは、預り寄附金として負債計上し、使途に即して費用が発生する都度、その同額を収益化させることにより損益を均衡させる仕組み。

固定資産を取得する場合、運営費交付金債務と同様の会計処理を行う。

減価償却処理の特例

教育研究に用いるため、減価に対応すべき収益の獲得が予定されない償却資産として特定されたもの（例：講堂、研究棟及びそれらに付帯する構築物等）は、当該資産の現在価額を適正に表示するため減価償却処理を行うが、減価償却費について通常の損益処理ではなく、減価償却相当額を資本剰余金から損益外減価償却累計額として減額する方法により会計処理を行う。

国立大学法人の損益計算書は、基本的に当該法人の運営状況を反映することを目的としているが、こうした資産における減価償却相当額は、各期間に対応すべき収益の獲得が予定されず、資産の取替え更新の財源は国が施設費として措置する仕組みされていることから、国立大学法人の運営責任の範囲外であると考え、減価償却相当額を実質的な資本の減少ととらえる考え方による。

退職給付引当金

運営費交付金により、退職一時金の支払いに充てる財源措置がなされることが明らかであれば、引当金の計上は不要とする仕組み。国から国立大学法人へ承継された教職員についての退職給付引当金の計上は不要である。なお、この取り扱いにより退職給付引当金を計上しない場合、その額は、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額として表示する。

利益処分

損益計算上の利益（剰余金）があれば、前年度からの欠損を補てんし、残額があれば原則、積立金として赤字の補てんにのみ使用可能となるが、文部科学大臣の承認を受ければ、中期計画の範囲内において、国立大学法人の裁量により、例えば教育研究の質の向上などに充てることが可能となる。

図書（※）

通常の償却資産について、独立行政法人同様、簿価50万円以上のものが資産計上の対象であるが、教育研究のために使用する図書は、金額の如何にかかわらず資産計上し、使用中は減価償却処理を行わず、除却時に全額を費用処理する取り扱い。

美術品・収蔵品

美術品・収蔵品は、原則は取得価額により資産計上するが、不明なものは備忘価額（＝1円）による。

セグメント区分（※）

附属病院を有する国立大学法人について、附属病院を対象に、セグメント情報の開示を行うことを義務付けている。

貸借対照表の概要 (91国立大学法人合計)

平成18年3月31日現在

(単位：億円)

資産の部			負債の部		
		(対前年度比増減率)			(対前年度比増減率)
固定資産			固定負債		
土地	48,802	(2.4%)	資産見返負債	8,284	(▲ 0.3%)
建物	26,679	(2.3%)	センター債務負担金(※1)	7,755	(▲ 9.2%)
減価償却累計額	▲ 3,385		長期借入金	2,226	(▲ 23.1%)
工具器具備品	8,094	(▲ 3.9%)	その他	1,093	(42.1%)
減価償却累計額	▲ 3,340		流動負債		
図書	4,748	(▲ 0.3%)	運営費交付金債務	572	(119.2%)
特許権	6	(▲ 45.5%)	寄付金債務	1,600	(8.3%)
投資有価証券	542	(86.3%)	前受受託研究費等(※2)	119	(60.8%)
その他	3,393	(▲ 15.7%)	短期借入金(※3)	860	(▲ 55.9%)
流動資産			その他	4,050	(8.3%)
現金及び預金	5,606	(16.2%)			
未収附属病院収入	1,216	(4.7%)	合計	26,565	(▲ 5.2%)
徴収不能引当金	▲ 39				
医薬品及び診療材料	133	(▲ 14.2%)			
その他	282	(22.1%)			
合計	92,741	(2.1%)			
			資本の部		(対前年度比増減率)
			資本金	60,594	(▲ 0.1%)
			資本剰余金	7,272	(280.2%)
			損益外減価償却累計額	▲ 3,500	
			目的積立金	466	
			積立金	578	
			当期末処分利益	716	(▲ 31.5%)
			その他(※4)	49	(275.4%)
			合計	66,176	(5.4%)

注) 金額は単位未満切り捨て、%は単位未満四捨五入しており、計は必ずしも一致しない。

(※1) センター債務負担金は、国立大学財務・経営センター債務負担金のことであり、国立学校特別会計から承継した長期借入金である。

(※2) 前受受託研究費等には、前受受託事業費等を含む。

(※3) 短期借入金は、固定負債のうちセンター債務負担金及び長期借入金に係る平成18年度中の償還予定額である。

(※4) 資本の部のその他は、民間出えん金及びその他有価証券評価差額金である。

また、民間出えん金は、寄附金のうち中期計画等に記載して計画的に受け入れた建物等のことである。

損益計算書の概要 (91国立大学法人合計)

平成17年4月1日～平成18年3月31日

(単位：億円)

経常費用		
業務費		(対前年度比増減率)
教育経費	1,145	(10.9%)
研究経費	2,422	(3.9%)
診療経費	4,418	(3.1%)
教育研究支援経費	589	(2.3%)
受託研究費等	1,309	(21.0%)
役員人件費	106	(10.5%)
教員人件費	7,832	(0.0%)
職員人件費	5,099	(▲ 0.5%)
一般管理費	884	(▲ 3.4%)
支払利息	305	(▲ 9.8%)
その他	4	(117.2%)
経常費用合計	24,118	(2.1%)
経常収益		
運営費交付金収益	11,383	(▲ 2.3%)
学生納付金収益	3,618	(1.6%)
附属病院収益	6,457	(3.4%)
受託研究等収益	1,336	(22.5%)
寄付金収益	534	(2.7%)
資産見返負債戻入	969	(▲ 1.5%)
その他	503	(26.4%)
経常収益合計	24,803	(1.4%)
経常利益	685	(▲ 17.5%)
臨時損失(※1)	77	(▲ 95.1%)
臨時利益(※2)	50	(▲ 97.3%)
当期純利益	658	(▲ 40.3%)
目的積立金取崩額	58	
当期総利益	716	(▲ 35.1%)

注) 金額は単位未満切り捨て、%は単位未満四捨五入しており、計は必ずしも一致しない。

(※1) 臨時損失は、固定資産除却損、災害損失等である。

(※2) 臨時利益は、固定資産売却益、引当金戻入益等である。

キャッシュ・フロー計算書の概要 (91国立大学法人合計)

平成17年4月1日～平成18年3月31日

(単位：億円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 7,073
人件費支出	▲ 13,197
その他の業務支出	▲ 1,065
運営費交付金収入	12,231
授業料収入	3,002
入学金収入	460
検定料収入	109
附属病院収入	6,380
受託研究等収入	1,396
寄付金収入	676
その他の業務収入	885
小計	3,806
国庫納付金の支払額	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>3,806</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	▲ 564
有価証券の売却による収入	339
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	▲ 3,661
定期預金等への支出	▲ 4,090
定期預金等の払戻による収入	3,638
施設費による収入	1,024
その他投資活動による支出	▲ 4
その他投資活動による収入	11
小計	▲ 3,306
利息及び配当金の受取額	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲ 3,303</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金による収入	1,575
長期借入金の返済による支出	▲ 594
リース債務の返済による支出	▲ 361
国立大学財務・経営センター債務負担金の返済支出	▲ 712
国立大学財務・経営センター借入れによる収入	178
その他の財務支出	▲ 10
その他の財務収入	70
小計	145
利息の支払額	▲ 309
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲ 164</u>
IV 資金に係る換算差額	0
V 資金増加額 (又は減少額)	<u>338</u>
VI 資金期首残高	<u>4,234</u>
VII 資金期末残高	<u>4,572</u>

注) 単位未満切り捨てのため、必ずしも計は一致しない。

国立大学法人等業務実施コスト計算書の概要 (91国立大学法人合計)

平成17年4月1日～平成18年3月31日

(単位：億円)

I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	22,923	
一般管理費	884	
財務費用	305	
雑損	4	
臨時損失	77	
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	▲ 3,042	
入学金収益	▲ 467	
検定料収益	▲ 108	
附属病院収益	▲ 6,457	
受託研究等収益	▲ 1,336	
寄附金収益	▲ 534	
その他収益	▲ 285	
臨時利益	▲ 15	
業務費用合計		11,947
II 損益外減価償却相当額		
損益外減価償却相当額		1,702
損益外固定資産除却相当額		28
III 引当外退職給付増加見積額		
		▲ 168
IV 機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された 使用料による貸借取引の機会費用		75
政府出資の機会費用		1,117
無利子又は通常よりも有利な条件による 融資取引の機会費用		51
V (控除) 国庫納付額		
		0
VI 国立大学法人等業務実施コスト		<u>14,753</u>

注) 単位未満切り捨てのため、必ずしも計は一致しない。

国立大学法人の平成17事業年度財務諸表における剰余金の発生要因の概要について（全91国立大学法人合計）

【概要版】

以下、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の予算との比較です。

○収益の増又は費用の節減（会計ルール等を除く）・・・417億58百万円

<主なプラス要因>

- ①外部収入の増・・・249億13百万円
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・特許料収入等（雑益）の増・・・118億35百万円 ・競争的研究補助金等の増・・・67億84百万円 ・寄附金の増・・・62億94百万円 | ） |
|---|---|
- ②人件費を除く診療経費の増と附属病院収入の増との差額・・・156億21百万円
- ③人件費の節減・・・137億52百万円
- ④教育研究事業の翌年度以降への繰延・・・97億77百万円
- ⑤休学者の減等による学生納付金の増・・・93億31百万円（※1）
- ⑥一般管理費の節減・・・43億35百万円（※2）
- <主なマイナス要因>
- ⑦研究機器の更新等に伴う減価償却費の増・・・329億18百万円
- ⑧研究機器の更新等に伴う運営費交付金収益の減・・・156億67百万円

○会計ルールの変更やタイムラグによる要因・・・298億59百万円（※3）

- (ア) 国から承継された診療機器等の減価償却費相当額・・・116億99百万円
 国から承継した附属病院における診療機器等について、資産見返勘定を計上し、減価償却時に減価償却費の相当額の資産見返勘定を取り崩し収益化することで損益を均衡させる取扱いとしているが、当該機器は附属病院収益の獲得が予定されるため、その相当額が剰余金の要因。
- (イ) 附属病院に関する借入金元金償還額と減価償却費の差額等・・・181億60百万円
 国から承継した借入金の償還期間と当該借入金により取得した資産の耐用年数にタイムラグがあることにより、借入金元金償還額と減価償却費の差額等が剰余金の要因。



剰余金（当期総利益）716億17百万円（91国立大学法人合計）

臨時損失含む費用総額2兆4千195億55百万円の約2.9%

※平成17年度10月に統合等した富山大学及び筑波技術大学における統合前の係数を除く。

- （※1）授業料の改定による影響額は、各法人の予算段階で反映済みであり、当該数値には影響していない。
- （※2）受託研究等の競争的研究費に関する間接経費（受託研究費関係で約144億円）を一般管理費に充当し、その相当額について増額となるどころ、管理業務の合理化等により一般管理費を節減している。
- （※3）附属病院収益が当初予定通り獲得できるとした場合の理論上の数値。

【詳細版】

1. 国立大学法人における剰余金の位置付け

国立大学法人は、基本的に、計画通りに業務を行えば損益が均衡する仕組みとなっておりますが、国立大学法人が計画に比して効果・効率的に事業を実施し、自己収入の増や費用の節減などにより剰余金が生じた場合には、中期計画の剰余金の使途に充てることを可能とすることにより、事業運営上のインセンティブを付与する仕組みとされております。

2. 平成17事業年度財務諸表における剰余金の概況

平成17事業年度財務諸表における全91国立大学法人の剰余金について、経常利益の合計は、685億10百万円（経常費用2兆4,118億12百万円の2.8%）、当期総利益の合計は、716億17百万円（費用総額（臨時費用含む）2兆4,195億59百万円の2.9%）となりました。

剰余金の主な発生要因として、昨年度は、会計の認識基準が国における現金主義から企業会計における発生主義に変更になったことなど会計ルールの変更に伴う移行時限りのものが大半でした。

本年度は、各法人における予算と比較（以下、特に断らない限り、増減は、各法人の予算と比較しての数値。）して、収益について、競争的研究補助金など外部収入が249億13百万円の増、人件費を除く附属病院収入と診療経費の増との差額が156億21百万円の増、学生納付金が93億31百万円の増による増収がある一方、費用について、研究機器の更新等に伴い減価償却費が329億18百万円増加したものの、人件費が137億52百万円の減、教育研究事業の翌年度以降への繰延に教育研究費が97億77百万円の減、一般管理費が43億35百万円の減などにより生じたものです。なお、人件費の減は、各法人の人件費管理の徹底などによるものです。

加えて、収益について、附属病院収益が予定どおり獲得できるとした場合、附属病院に関する借入金元金償還額と減価償却費との差額が181億60百万円、国から承継された診療機器等の減価償却費相当額が116億99百万円などの要因があります。

3. 平成17事業年度財務諸表における剰余金の主な要因

(1) 収益の増又は費用の節減（会計ルールやタイムラグによる要因を除く）【417億58百万円】

収益の増のうち、外部収入の増が最大の要因であり、特許料収入等その他（雑益）が118億35百万円の増、競争的研究補助金等の増が67億84百万円、寄附金収益が62億94百万円の増となっております。また、休学者の減や入学者の増などによる学生納付金収益の増がこれに次ぐ要因となっております。このことによる剰余金の影響額は、以下のとおりと考えられます。

①外部資金の増収	249億13百万円
⑤学生納付金の増	93億31百万円

人件費を除く物件費について、附属病院収入が405億円の増となる一方、それに伴い診療経費が249億円の増となったことにより、差額156億21百万円が利益の要

因となっております。このことによる剰余金の影響額は、以下のとおりと考えられます。

②人件費を除く附属病院収入と診療経費の増との差額・・・156億21百万円

また、人件費が、各法人の人件費管理の徹底などにより137億52百万円の節減、教育研究費が教育研究事業の翌年度以降へ繰延べにより97億77百万円、一般管理費が管理業務の合理化等により43億35百万円の節減を行っております。このことによる剰余金の影響額は、以下のとおりと考えられます。

③人件費の節減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137億52百万円

④教育研究事業の翌事業年度への繰延・・・・・・・・・・97億77百万円

⑥一般管理費の節減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43億35百万円

一方、附属病院収益や雑益により取得した診療機器等の償却資産の増により減価償却費が増加し、加えて、運営費交付金は、実施途中の事業や固定資産の取得に充てた相当額は会計処理上、直ちには収益化できないこととされているため、運営費交付金収益が156億67百万円の減となっております。このことによる剰余金の影響額は、以下のとおりと考えられます。

⑦減価償却費の増・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・▲329億18百万円

⑧運営費交付金収益の減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・▲156億67百万円

(2) 会計ルールやタイムラグによる要因

【298億59百万円】

国から承継された物品については、国立大学法人会計基準によって、その相当額について資産見返勘定を立て当該物品の減価償却に際してその相当額を戻入することにより、減価償却費を損益計算に反映させつつも、費用と収益を同額計上して利益又は損失の額に影響させない仕組みとしております。国から承継された附属病院における診療機器等についても、同様の取り扱いとしていることにより、資産見返勘定の戻入による収益に加え、診療機器等の使用により、減価償却費見合いの附属病院収益が獲得されることになるため、移行後数年間はこうした資産見返勘定の戻入による収益について剰余金の要因となります。

こうした移行時限りの剰余金の発生要因毎の影響額は、以下のとおりと考えられます。

(7) 国から承継された診療機器等の減価償却費相当額・・・・・・・・116億99百万円

国立大学法人の附属病院における診療機器や建物などについては、その大半を財政融資資金からの借入金により整備しており、借入金の償還相当額について収益の獲得が必要となります。借入金の償還期間が耐用年数期間より短い場合、借入金の償還には、実際の現金の支払いが伴うため、その現金を獲得すべく収益の獲得がなされる必要があります。会計処理上、借入金の元金償還相当額の収益については、直接には見合いの費用が立たないため、剰余金の要因となります。この場合、借入金の元金償還の終了後においては、収益が獲得されないことが前提ですので、借入金の償還と減価償却のタイムラグにより剰余金が生じているといえます。国立大学法人においては、この借入金の償還と減価償却のタイムラグがありますが、総合的にみると借入金の元金償還額が減価償却

費を上回っているため、その差額について剰余金の要因となります。

また、見返勘定を立てない財源によって償却資産を取得した場合などの相当額が利益の発生要因となります。

このことなどによる剰余金の影響額は、以下のとおりと考えられます。

(イ) 附属病院に関する借入金元金償還額と減価償却費の差額・181億60百万円

4. 平成17事業年度財務諸表における剰余金の今後の取り扱い

国立大学法人の平成17年度決算における剰余金は、各国立大学法人の「利益処分(案)」を受け、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により、財務大臣協議が整い次第、文部科学大臣による承認を行い、各国立大学法人が中期計画において剰余金の使途として定めた教育研究の質の一層の向上などに充てていくことになります。